

# I 大学基準協会の法科大学院認証評価の概要

## 1. 大学基準協会の沿革

大学基準協会（以下「本協会」といいます。）は、1947（昭和22）年、アメリカのアクレディテーション団体をモデルに、当時の国・公・私立の46大学を発起校として設立されました。本協会は、「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上をはかる」ことを設立趣旨に掲げ、設立時から現在に至るまで、会員大学からの会費で運営されている自律的な大学団体です。

本協会は、設立趣旨のもと、1947（昭和22）年に「大学基準」を設定しました。これは、会員大学が自主的かつ相互にその質を高めていくために誕生したものです。1951（昭和26）年には、この設立趣旨を具現化するために、本協会への加盟を希望する大学が正会員としての適格性を有しているかどうかを判定する「適格判定」制度を開始し、以後、本協会はわが国の大学の質的向上に資するべく活動してきました。

そして、1996（平成8）年からは、各大学が実施する自己点検・評価を基礎とする新たな「大学評価」制度、すなわち、正会員になるための「加盟判定審査」と、正会員に対して定期的に実施する「相互評価」を導入しました。

その後、学校教育法の改正に伴い、2004（平成16）年以降は、文部科学大臣による認証を受けた評価機関として、大学又は大学院の教育研究活動等の質の向上及び質の保証に寄与すべく、機関別認証評価及び専門職大学院認証評価を実施しています。

## 2. 本協会と認証評価

2002（平成14）年の学校教育法改正に伴い、2004（平成16）年度以降すべての大学、短期大学及び高等専門学校は、その教育・研究等の総合的な状況について文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を7年以内の周期で受けるよう義務づけられました。

また、同法の改正により、2004（平成16）年度以降、専門職大学院もその教育活動等の状況について文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を5年以内の周期で受けるよう義務づけられました。

このような状況下において、本協会は、設立趣旨や活動実績を振り返り、そして、今後果たすべき社会的役割を考え、法科大学院の認証評価を実施することには、社会的な必要性があるものとの認識に至りました。また、実際に、関係各方面からも、本協会が法科大学院認証評価を実施することに対する期待や要望が聞かれていました。こうした背景から、

本協会は、法科大学院の認証評価を実施する準備を進め、2007（平成 19）年 2 月 16 日付で、法科大学院の認証評価機関としての認証を受けました。

さらに、本協会は、経営系専門職大学院認証評価、公共政策系専門職大学院認証評価など、他の分野の専門職大学院認証評価も行っており、これらの評価の経験を法科大学院認証評価の質の向上につなげています。

### 3. 法科大学院認証評価の目的

本協会が法科大学院の認証評価を実施する目的は、法科大学院の水準の向上を図ること、適格認定を通じて法科大学院の質を社会に対して広く保証することにあります。

これらの目的を遂行するために本協会は以下の活動を行います。

- ・ 法科大学院の認証評価のための法科大学院基準の設定
- ・ 書面評価及び実地調査を通じた法科大学院基準への適合認定
- ・ 改善報告書を通じた法科大学院への継続的な支援

### 4. 法科大学院認証評価の基本方針

法科大学院の認証評価においては、制度上、その評価は大学が自己点検・評価した結果の分析、実地調査の実施その他適切な方法によるものとされています。また、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」といいます。）では、認証評価機関は、法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院基準に適合しているか否かの認定をしなければならないとされています。

これらを踏まえて、本協会の法科大学院認証評価は、法科大学院の点検・評価報告書等の書面評価及び実地調査に基づき実施されます。

また、法科大学院に関しては、法令上各種の詳細な基準が定められています。認証評価においても、これらの法令上の基準が評価対象となることはいうまでもありません。その上で、本協会の評価においては、こうした法令上の基準のみならず、本協会が独自に設定する法科大学院基準に適合しているか否かについて総合的に判断することによって、適格認定を行うことを本旨としています。

### 5. 評価対象

すべての法科大学院を認証評価の対象とします。

## 6. 評価の周期

法科大学院は、最初の法学未修者が修了した年度の翌年度以降から、認証評価を受けることができます。また、最初の認証評価を受けた後は、5年以内に次の認証評価を受けることとなります。

## 7. 評価組織・体制

評価の組織・体制は以下の通りです。

なお、各組織の構成等については、「法科大学院認証評価に関する規程」を参照して下さい。

### (1) 法科大学院認証評価委員会

本協会の法科大学院認証評価を実施する中心的組織で、正・副委員長を含め19名以内の委員で構成されます。この委員会には、委員会業務を補佐するため、幹事若干名を配置することがあります。

### (2) 法科大学院認証評価分科会

法科大学院認証評価委員会の下部組織として、認証評価を申請する大学数に応じて複数設置します。分科会は、主査を含め、原則として5名で構成されますが、法科大学院の規模等に応じて、増員することがあります。

### (3) 改善報告書検討分科会

法科大学院認証評価において適格認定を受け、勧告や問題点（助言）が付された大学から2年以内に提出される改善報告書をもとに、改善状況を検討します。

### (4) 追評価分科会

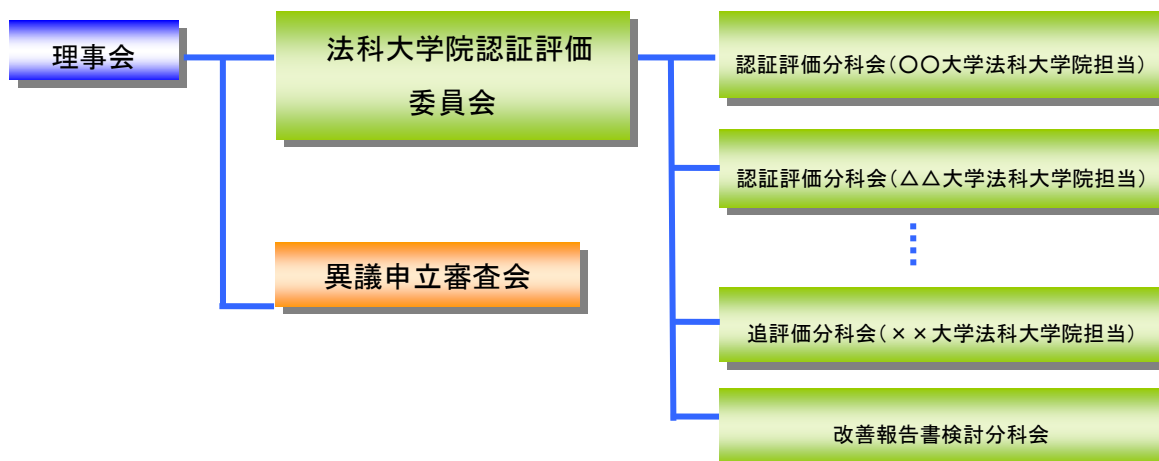
法科大学院認証評価において、法科大学院基準に適合していないと判定された大学から提出された追評価改善報告書をもとに、書面評価及び実地調査を行い、その改善状況を評価したうえで、改めて適格認定を行います。

### (5) 異議申立審査会

法科大学院認証評価または追評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定された大学から申し立てられた異議を審査する組織です。審査手続の中立性を担保するために、

法科大学院認証評価委員会とは独立した組織として位置付けています。

法科大学院認証評価組織図



## 8. 法科大学院基準

法科大学院の認証評価のための基準は、本協会が独自に設定した法科大学院基準です。

法科大学院基準の策定に当たっては、関連法令等を網羅した上で、各法科大学院が掲げる理念・目的及び教育目標を尊重し、その理念・目的及び教育目標の達成のためにどのような努力が払われ、その成果をあげているのかという観点を重視した評価を行うことができるよう配慮しました。

法科大学院認証評価を申請するにあたって、各法科大学院は法科大学院基準に基づいて自己点検・評価を行い、その結果を点検・評価報告書にまとめて本協会に提出することが求められます。

## 9. 認証評価のプロセス

法科大学院の認証評価のプロセスの概要は以下の通りです。

### (1) 大学による自己点検・評価

法科大学院は、法科大学院基準に基づき設定された評価の視点ごとに自己点検・評価を行い、その結果を法科大学院点検・評価報告書に取りまとめます。また、同報告書の記述を裏付けるために法科大学院基礎データ及び添付資料を準備し、指定期日までに本協会まで提出します。

## **(2) 書面評価と実地調査**

認証評価では、文部科学省令（「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第 1 条第 1 項第 4 号）によって、書面評価と実地調査を行うことが定められています。

書面評価は、大学から提出される法科大学院点検・評価報告書、法科大学院基礎データ等に基づき行います。

つぎに、実地調査は、書面評価の結果を踏まえて行います。実地調査では法科大学院の施設・設備や教育・研究の状況を直接確認するほか、法科大学院の運営に責任を持つ関係者と面談し、教育・研究に取り組む姿勢を確認することによって、評価結果の正確性・妥当性を確保するに十分な情報・資料等を収集することを目的としています。

書面評価と実地調査は、いずれも法科大学院認証評価分科会（以下「分科会」といいます。）が行います。分科会における評価作業の結果は、分科会報告書として取りまとめられ、適格認定の「可否」についても判断を行います。

## **(3) 評価結果（委員会案）の提示と意見申立**

法科大学院認証評価委員会は、分科会から提出された分科会報告書に基づき、法科大学院の適格判定に関わる委員会決定を行い、評価結果（委員会案）を作成し、これを法科大学院に送付します。

法科大学院は、評価結果（委員会案）に対して、事実誤認等がある場合に、意見申立を行うことができます。意見申立があった場合、法科大学院認証評価委員会はその意見の採否を検討し、その結果を踏まえ評価結果（案）を作成します。

## **(4) 理事会による最終決定**

理事会は、法科大学院認証評価委員会の決定を尊重しつつ慎重に審議し、評価結果に関する最終決定を行います。

## **(5) 異議申立**

認証評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定された大学は、その判定の取り消しを求めて異議申立を行うことができます。

申立があった場合、異議申立審査会が、判定の基礎となっている事実に関して、誤認があるか否かを審査します。そして、その審査結果を踏まえ、理事会は評価結果を決定します。

## 10. 評価結果の通知、公表及び報告

本協会は、評価結果を理事会において最終決定すると、大学に通知するほか、文部科学大臣に報告し、本協会ホームページを通じて公表します。

## 11. 認定証・認定マーク

本協会が適合認定を行った法科大学院には認定証及び認定マークを交付します。

### 【認定マーク】



## 12. 改善報告

認証評価の結果、適合認定を受けた法科大学院を設置している大学は、評価結果のうちの勧告及び問題点（助言）につき、原則として2年後に改善報告書を本協会会長に対して提出しなければなりません。

提出された改善報告書については、法科大学院認証評価委員会において、改善状況の検討を行い、その結果につき理事会の承認を経て大学に通知します。

なお、法科大学院認証評価委員会での検討の結果、勧告についての改善が不十分と判断された場合には、次回の認証評価申請の際に報告を求めることがあります。

## 13. 認証評価後の重要な変更

本協会の法科大学院認証評価を受けた大学は、次の認証評価を受けるまでに、法科大学院の教育課程、教員組織、学生の受け入れ等に重要な変更があったときは、その事項について本協会会長に届出を行うこととなっています。

この届出があった場合、法科大学院認証評価委員会は、法科大学院の意見を聴いたうえで、評価結果に当該事項を付記する等の措置を講ずることとなります。

なお、届出の対象となる範囲等の詳細につきましては、[資料6]をご覧ください。

## 14. 追評価

本協会の法科大学院認証評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定された大学は、その判定に至った問題事項を対象とする追評価を1度に限り申請することができます。

追評価は、認証評価時に適用されていた法科大学院基準に基づき、書面評価及び実地調査を行います。ただし、追評価分科会が書面評価をもって改善が認められると判断した場合は、実地調査を実施しないことがあります。

追評価の評価結果は、理事会において最終決定した後、大学に通知します。

追評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定された大学は、評価結果に対する異議申立と同様の手続きで、判定に対する異議申立を行うことができます。

## 15. 評価手数料

法科大学院認証評価及び追評価を申請する大学は、指定の期日までに所定の評価手数料を納入することが必要となります。

